

特定口座に係る上場株式等信用取引約款

第1条（約款の趣旨）

この約款は、お客様（以下「申込者」という。）が租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する特定口座において処理した証券取引法第161条の2第1項の規定による信用取引（以下、「信用取引」という。）による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済のために行う場合に限る。）について、同条第3項第3号に規定される要件及び松井証券株式会社（以下「当社」という。）との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条（特定口座開設届出書等の提出）

申込者が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法第37条の11の3第3項第一号に定める特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

- 2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、会員画面内等で告知をした一定の時期までに、租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

第3条（特定信用取引勘定における処理）

信用取引による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引勘定（特定口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。）において行います。

第4条（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に関する所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、及び関係政令に基づき行われます。

第5条（年間取引報告書等の送付）

当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告

書を、翌年1月31日までに、申込者に交付いたします。

第6条（地方税に関する事項）

当社は、申込者から租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書を提出を受ける際に、地方税法の一部を改正する法律（平成14年法律第17号）附則第35条の2の4第2項第三号の規定による地方税法第321条の3第2項の規定にもとづく普通徴収の方法により徴収されたい旨の申出を受けることといたします。また、この申出は、毎年、当該申出があったものとみなします。

第7条（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- (1) 申込者が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- (2) 租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- (3) 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

第8条（特定口座を通じた信用取引）

申込者が当社との間で行う上場株式等の信用取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

第9条（適用範囲）

この約款は当社に特定口座を開設し、信用取引口座を開設されている申込者を対象とします。

第10条（合意管轄）

申込者と当社との間のこの約款に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属の管轄裁判所とします。

第11条（約款の変更）

当社は、この約款の内容が変更される場合は、申込者にその変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。

- 2 前項の通知は、その内容が申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者の新たな義務を課するものではない場合又はその内容の変更が軽微である場合は、当社ウェブページ上で告知をもって代えることができるものとします。

以上

平成 18 年 2 月